

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：令和 3 年 5 月 2 7 日（木）

担当課：健康福祉部 人生 100 年推進課

件 名：大和市認知症 1 万人時代条例について	
提出理由：大和市認知症 1 万人時代条例を制定するにあたり、その内容について了承を得るため	
内 容： 1. 背景等 - 厚生労働省では、全国の認知症の人の数は、令和 2 年時点で 600 万人超と推計しており、団塊の世代全てが後期高齢者となる令和 7 年には 700 万人に増加するとの予測をしている。 - 国は令和元年 6 月に認知症施策推進大綱を策定し認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を両輪として施策を推進していくことを基本的な考え方としてまとめた。 - 本市での認知症の人の数は、令和 3 年 4 月現在で約 10,160 人と推計され、団塊の世代全てが後期高齢者となる令和 7 年には約 11,400 人まで増加すると予測される。 - 本市では平成 28 年に「認知症 1 万人時代に備えるまち やまと」宣言を行うとともに、はいかい高齢者個人賠償責任保険事業や認知症の相談窓口「認知症灯台」、認知症講演会など様々な取組を推進してきた。 2. 条例の目的・基本的な考え方 - 認知症 1 万人時代を迎えた今、宣言に込めた理念をさらに発展させ、認知症は誰もが自分に関わることを前提として、それぞれの望む暮らしを続けられる、認知症とともに歩むまちを一丸となって目指す必要がある。 - そのため、認知症の人やその家族等と価値観や体験を共有し、当事者目線の施策を推進することが重要と考える。 - よって、市や市民、事業者、関係機関等の役割を明確にし、それぞれが連携を図ることを明記することで、認知症施策をさらに推進するため条例を制定する。	3. 条例に定める主な内容 (1) 目的 - 認知症施策の総合的な推進を図り、もって認知症の人及びその家族等の望む希望と尊厳ある暮らしの実現に寄与することを目的とする。 (2) 基本理念 - 認知症施策をより推進していくための基本理念を定める。 (3) 責務と役割 - 市の責務と、市民、事業者、関係機関の役割を明らかにする。 (4) 基本的施策 - 市は、次に掲げる施策を実施する。 ①認知症に関する普及啓発及び学習機会の確保 ②認知症の人及びその家族等への相談支援 ③認知症の人の外出及び社会参加の支援 ④発症及び症状進行の予防に関する施策 ⑤認知症に関する地域づくり及び官民連携の施策 ⑥認知症の人による発信及び参画の機会の確保 ⑦その他市長が必要があると認める施策 (5) 財政上の措置 - 市は、施策の推進に必要な財政上の措置を講ずるよう努めることを定める。 4. 今後の主な取組 - 市が実施する講座等における認知症の人および家族等からの発信による理解促進の強化 - 認知症サポーターを中心とした認知症の人と支援者をつなぐ仕組み「チームオレンジ」の整備
経 過 H28. 9「認知症 1 万人時代に備えるまち やまと」を宣言 R 1. 6 国が認知症施策推進大綱を策定	今後の予定 R 3. 6 市民意見公募手続 R 3. 8 議案提出 R 3. 9 条例施行